

時間給が最低賃金額～最低賃金額+50円以内の
従業員^(*)を雇用している事業者様に朗報です!

参考 各地方の最低賃金額 (～+50円)

地域	東京	神奈川	大阪	埼玉	愛知	千葉	従業員の時間給が左記の範囲内であれば助成金の対象になります。 <small>(*) 雇用保険に加入していないパートタイマーやアルバイトも対象です。</small>
最低賃金額	1,163円	1,162円	1,114円	1,078円	1,077円	1,076円	
最低賃金額+50円	1,213円	1,212円	1,164円	1,128円	1,127円	1,126円	

対象従業員の賃金を30円以上アップさせると、
設備やシステムを販売額の**実質4分の1**で購入できる!

(ただし、賃金引上げ額と対象従業員の数によって助成金の上限額が異なります)

本助成金を活用した場合の購入事例



受発注機能付き

ホームページ

例えば... 助成金で実質
60万円 ▶ **15万円**

受発注機能付きホームページを60万円で購入する場合、従業員1名の賃金を30円アップさせると実質の購入額が15万円(45万円OFF)になる!



自動包装機

例えば... 助成金で実質
100万円 ▶ **25万円**
(2台分)

自動包装機を100万円で購入する場合、従業員2名の賃金を30円アップさせると実質の購入額が25万円(75万円OFF)になる!



フォークリフト

例えば... 助成金で実質
300万円 ▶ **75万円**

フォークリフトを300万円で購入する場合、従業員4名の賃金を90円アップさせると実質の購入額が75万円(225万円OFF)になる!

最低賃金は、来年(2025年度)も引き上げになる可能性が高いです。
賃金アップが必要な事業者様は、設備やシステムの新規購入や更新をご検討ください。